

特別会員の証券仲介業務に関するQ & A

平成 17 年 6 月

日本証券業協会

目 次

| | |
|--|---|
| ・証券取引法等関係 | |
| 1 .証券取引法関係 | 1 |
| 問 1 (金融機関の証券仲介業務) | |
| 問 2 (金融庁への届出) | |
| 問 3 (証券仲介業務の再委託) | |
| 問 4 (国債や地方債、投資信託等の売買の媒介、募集・私募の取扱い) | |
| 問 5 (証券総合口座の開設の勧誘) | |
| 問 6 (口座開設申込書等の備置と申込書の受取り) | |
| 問 7 (顧客紹介と登録金融機関の証券仲介行為) | |
| 問 8 (登録証券業務に関する営業指導を行う部署に所属する役職員の外務員登録) | |
| 問 9 (預金口座が残高不足の場合の当座貸越し) | |
| 問 10 (累積投資契約と預金口座からの引落としの指定) | |
| 2 .金融機関の証券業務に関する内閣府令関係 | |
| (1)第 21 条(禁止行為)関係..... | 5 |
| 問 11 (自己の職務上の地位を利用して有価証券の売買その他の取引等をする行為) | |
| (2) 第 27 条(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)関係 | 6 |
| 問 12 (証券仲介業務を実施する組織の業務を統括する役員若しくは使用人) | |
| 問 13 (証券仲介業務を実施する組織の業務を統括する役員若しくは使用人) | |
| 問 14 (有価証券の発行者である顧客) | |
| 問 15 (有価証券の発行者である顧客の取引先から入手した当該顧客の情報) | |
| 問 16 (融資業務に従事する役員若しくは使用人) | |
| 問 17 (非公開融資等情報の遮断) | |
| 問 18 (非公開融資等情報の遮断) | |
| 問 19 (非公開融資等情報の遮断) | |
| 問 20 (非公開融資等情報の管理) | |
| 問 21 (債券の理論価格の算定式等の記録の整理・保存) | |
| 問 22 (顧客情報を利用した有価証券の売買その他の取引等の勧誘) | |
| 問 23 (登録金融機関と委託証券会社の間顧客の取引情報の授受) | |

- 問 24 (委託証券会社から入手した顧客の取引情報の管理)
- 問 25 (証券仲介行為を行なう際の顧客に明らかにしておく事項)
- 問 26 (外国債券の販売の際の為替レート等の説明)
- 問 27 (外貨両替業務と証券仲介業務)
- 問 28 (外貨両替業務と証券仲介業務)
- 問 29 (債券のオファー / ビッドの説明)
- 問 30 (債券のオファー / ビッドの説明)
- 問 31 (顧客の取引の相手方となる委託証券会社の商号)
- 問 32 (委託証券会社が複数ある場合の取扱いの限定)
- (3) 第 27 条の 2 (証券業務以外の業務を営む場合の禁止行為) 関係 15
- 問 33 (信用の供与の条件)
- 問 34 (株式等の買付代金の不足金額を融資することを条件とした勧誘)
- 問 35 (自動的な信用の供与)
- 問 36 (総合口座での貸越しと送金)
- 問 37 (証券仲介業務に従事する役員若しくは使用人)
- 問 38 (法令遵守のために非公開融資等情報を受領する必要がある場合)
- 問 39 (行員の証券仲介業務と融資業務の兼務)
- 問 40 (顧客の共同訪問)
- 問 41 (顧客の共同訪問)
- 問 42 (顧客の書面による同意)
- 問 43 (投資信託等の窓口販売業務に従事する役職員の証券仲介業務の兼務)
- (4) 第 46 条 (業務に関する帳簿の作成等) 関係 19
- 問 44 (証券総合口座開設時等における法定帳簿の作成)
- 問 45 (M R F の取扱いと法定帳簿の作成)
- 問 46 (投資信託の取扱いと法定帳簿の作成)
- 問 47 (法定帳簿の作成の委託)
- 問 48 (証券仲介補助簿の作成)
- 問 49 (証券仲介預り明細簿等の作成)
- 問 50 (証券仲介預り明細簿等の作成)
- 問 51 (証券仲介預り明細簿等の作成)

| | |
|---|----|
| 問 52 (証券仲介預り明細簿等の作成) | |
| 問 53 (証券仲介預り明細簿等の作成) | |
| 3 . 証券会社の行為規制等に関する内閣府令関係 | |
| (1) 第 10 条(業務の状況につき是正が加えることが必要な場合)関係 | 23 |
| 問 54 (顧客情報の登録金融機関への提供と顧客の書面による同意) | |
| (2) 第 12 条(弊害防止措置)関係 | 23 |
| 問 55 (顧客の共同訪問) | |
| 4 . 「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に あたっての留意事項について (事務ガイドライン) 関係 | 24 |
| ・ 5 - 3 - 8 関係 (3 - 11 関係) | |
| 問 56 (登録金融機関における売買管理義務) | |
| 問 57 (登録金融機関における売買管理義務) | |
| 問 58 (顧客情報の提供) | |
| 問 59 (顧客情報の提供) | |
| 問 60 (定期的な名寄せによる本人確認義務) | |
| 問 61 (複数の証券会社から証券仲介業務の委託を受ける場合の売買管理義務) | |
| 5 . 銀行法施行規則関係 | 26 |
| ・ 第 13 条の 5 (金銭債権等と預金等との誤認防止措置) 関係 | |
| 問 62 (「特定の窓口」の掲示) | |
| 問 63 (「特定の窓口」の掲示) | |
| 問 64 (インターネット取引における誤認防止) | |
| 6 . 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法 律関係 | 27 |
| 問 65 (顧客の本人確認) | |
| 問 66 (顧客の本人確認) | |

．協会規則関係

1．投資勧誘及び顧客管理関係

(1)「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(公正慣習規則第9号)関係 …… 29

- 問1 (顧客カードの作成・整備)
- 問2 (顧客カードの作成・整備)
- 問3 (顧客カードの作成・整備)
- 問4 (顧客管理の基準)
- 問5 (信用取引の取引開始基準)
- 問6 (株式や投資信託等を取扱う特定の窓口)
- 問7 (内部者取引の未然防止)

(2)「広告等及び景品類の提供に関する規則」(公正慣習規則第7号)関係 …… 31

- 問8 (証券仲介行為を行わない商品にかかる広告)

(3)「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)関係 …… 32

- 問9 (委託会員において作成・審査が行われたアナリスト・レポート)

(4)「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」(公正慣習規則第6号)関係 …… 32

- 問10 (保護預り契約の締結)
- 問11 (有価証券残高と金銭残高の照会先の分離)

2．エクイティ市場関係

(1)「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」(理事会決議)関係 …… 33

- 問12 (株式等の顧客への配分ルール)
- 問13 (株式等の顧客への配分ルール)
- 問14 (株式等の顧客への配分ルール)

(2)「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第5号)

関係 …… 34

- 問15 (特別会員の上場株券等の取引所市場外取引)

| | |
|--|----|
| 3 . 外務員資格・登録及び営業責任者、内部管理責任者の資格・配置等関係 | |
| (1) 「外務員の資格、登録等に関する規則」(公正慣習規則第 15 号) 関係 | 34 |
| 問 16 (外務員資格更新研修) | |
| 問 17 (外務員資格更新研修) | |
| (2) 「協会の内部管理責任者等に関する規則」(公正慣習規則第 13 号) 関係 | 35 |
| 問 18 (内部管理責任者等の配置) | |
| 問 19 (内部管理責任者等の配置) | |
| 問 20 (内部管理責任者等の配置) | |
| 問 21 (内部管理責任者等の配置) | |
| 問 22 (営業単位) | |
| (3) 「証券従業員に関する規則」(公正慣習規則第 8 号) 関係 | 37 |
| 問 23 (社員の信用取引) | |
| 問 24 (事故の連絡) | |
| 4 . 事故確認関係 | |
| 「証券事故の確認申請、審査等に関する規則」(公正慣習規則第 12 号) 関係 | 38 |
| 問 25 (事故確認申請) | |
| (参考資料) 銀行等の証券仲介業務における非公開融資等情報の遮断・管理について | 39 |
| 項目別索引 | 40 |

(作成履歴)

平成 16 年 11 月 作成

平成 17 年 4 月 追補

平成 17 年 6 月 追補

・証券取引法等関係

1.証券取引法関係

問1 銀行等の金融機関が、証券会社又は外国証券会社から委託を受けて、株式や社債等の有価証券の売買の媒介や募集の取扱い等の証券仲介業務を行うには、個人や一般事業会社と同様に、証取法第66条の2の規定に基づく証券仲介業者としての登録が必要となるのでしょうか。

(答)

銀行等の金融機関(以下「銀行等」といいます。)が行う証券仲介業務は、銀行等が証取法第65条第2項各号において営むことができる証券業務(以下「登録証券業務」といいます。)として、新たに同項第3号ハ及び第4号ロとして規定されました。

したがって、銀行等は、証取法第65条の2第1項の規定に基づき証券業の登録を受けることにより、登録証券業務の1つとして証券仲介業務を行うことができます。なお、金融機関が、同法第66条の2の規定に基づき証券仲介業者としての登録を受けることはできません。

すでに証券業の登録を受けて投資信託の販売等の登録証券業務を行っている金融機関(以下「登録金融機関」といいます。)にあつては、金融庁に登録申請書記載事項の変更、業務内容方法書の変更及び関係の社内規程の制定・変更等の届出を行うことにより、証券仲介業務を開始することができます。

問2 登録金融機関が証券仲介業務を開始する際に、金融庁(財務局)に提出する必要がある届出は何ですか。

(答)

登録金融機関は、「金融機関の証券業務に関する内閣府令」(以下「金融機関府令」といいます。)第12条第1項に基づき、次により金融庁(財務局)に届出を行わなければなりません。

イ 証券会社(外国証券会社を含みます。以下同じ。)から証券仲介業務の委託を受けるとなった場合の届出

所定の届出書に、当該委託に係る契約書の写し、「親法人等及び子法人等の状況」を記載した書類及び「証券仲介業務を行う場合の委託証券会社(登録金融機関に証券仲介業務の委託を行う証券会社をいいます。以下同じ。)の商号又は名称」を記載した登録申請書

第2面(2部)を添付し、2週間以内に金融庁(財務局)に届け出なければなりません。

□ 証券業務に係る業務内容方法書その他届出が必要な社内規程の変更の届出

所定の届出書に、変更後の社内規程を添付し、遅滞なく、金融庁(財務局)に届け出なければなりません。

また、上記の場合について、登録金融機関(特別会員)は、定款の施行に関する規則第6条第2項第22号に基づき、証券業協会に、その旨の報告を行わなければなりません。

問3 登録金融機関は、証券会社の委託を受けて行う証券仲介業務について、他の登録金融機関又は証券仲介業者に当該証券仲介業務を再委託することは可能でしょうか。

(答)

登録金融機関が行う「証券仲介業務」は、証券会社の委託を受けて、当該証券会社のために証取法第2条第11項各号に掲げる行為(以下「証券仲介行為」といいます。)を行う業務とされており、登録金融機関は、証券仲介業務を行う他の登録金融機関から委託を受けて、当該他の登録金融機関のために証券仲介業務を行うことはできません。

また、証券仲介業者の「証券仲介業」は、証券会社又は登録金融機関の委託を受けて、証券仲介行為を当該証券会社又は登録金融機関のために行う営業とされており、証券仲介業者は、証券仲介業務を行う登録金融機関から委託を受けて、当該登録金融機関が証券会社から委託を受けた証券仲介業務を行うことはできません。

したがって、登録金融機関は、自らが証券会社から委託を受けた証券仲介業務を、他の登録金融機関又は証券仲介業者に対して再委託することはできません。

問4 登録金融機関が、証券会社から委託を受けて、証取法第65条第2項第1号及び第2号に掲げられた国債や地方債、投資信託等の有価証券の売買の媒介や募集・私募の取扱いを行う場合には、これらは、同項第3号八又は第4号口の証券仲介業務に該当することとなるのでしょうか。また、証券仲介業務に該当する場合には、金融機関府令別表第18に掲げられている法定帳簿を作成することになるのでしょうか。

(答)

ご質問のケースは、登録金融機関が行なう証券仲介業務に該当するものではなく、窓口販売業務として、有価証券の売買の媒介であれば証取法第2条第8項第2号に、また、有価証券の募集・私募の取扱いであれば同項第6号に、それぞれ該当します。

したがって、登録金融機関は、これら業務を行うに当たって、証券仲介業務について作成が義務付けられている金融機関府令別表第 18 の法定帳簿を作成する必要はありません。ただし、窓口販売業務につき作成が義務付けられている金融機関府令別表第 9 の法定帳簿については、委託業務の形態により必要に応じて作成する必要があります。

問 5 登録金融機関が株式等の個別商品の説明などの勧誘行為を一切行わずに、顧客に委託証券会社への証券総合口座の開設の勧誘（MRF の勧誘）のみを行うことは証券仲介業務に該当しますか。

（答）

顧客に委託証券会社への証券総合口座の開設の勧誘を行うに当たっては、同口座のMRFについて、投資信託説明書（交付目論見書）を交付し説明をする必要があります。MRFの当該説明書の交付、説明は投資信託の募集の取扱い（登録証券業務）に該当します。また、この場合には、証券総合口座の開設の勧誘（MRFの勧誘）を行う者は、外務員登録を受ける必要があります。

問 6 登録金融機関の営業所では、商品説明等を一切行わず、口座開設申込書と株式等の個別の商品パンフレットを併せて備置するとともに申込書の受取りを行い、顧客からの商品内容等に関する照会については委託証券会社で対応することとした場合に、当該登録金融機関の行為は証券仲介業務に該当しますか。

（答）

登録金融機関が、口座開設申込書と株式等にかかる個別の商品パンフレットの備置とともに、口座開設申込書の受取り（記入方法の顧客への説明や記載漏れのチェック等を行うことを含みます。）とを併せて行う行為は証券仲介業務に該当します。

ただし、例えば、当該登録金融機関の営業所では単に口座開設申込書の備置と申込書の受取りのみを行い、株式等にかかる個別の商品説明や勧誘行為を一切行わない場合には、当該営業所は証券仲介業務を行う営業所に該当せず、また、申込書の受取りのみを行う役職員等は証券仲介業務を行うための外務員登録を受ける必要はありません。

なお、このような取扱いを行うに当たっては、社内規則や内部管理体制を整備し、当該営業所で申込書等の配付等を行う役職員等が外務行為を一切行わないことを担保する必要があります。

また、登録金融機関の無人の営業所（ＡＴＭコーナー）に委託証券会社の口座開設申込書と個別商品のパンフレットを併せて備置しても、当該営業所を証券仲介業務を行う営業所として届出する必要はありません。

（注） 銀行は銀行業務に係るその他付随業務として、店頭での証券取引口座の開設申込書の備置と申込書の受取りを併せて行うことや、単に個別商品パンフレットを備え置くことが可能です。ただし、これらを併せて行うことや、個別商品パンフレットの配付、口座開設の勧誘を行うことは、証券業務となることに留意が必要です。

問7 当行（＝登録金融機関。以下同じ。）では、証券会社に顧客を紹介し、当該証券会社において、証券取引の口座の開設手続きや株式等の勧誘、受注等を行うというビジネスモデルを考えておりますが、この場合、顧客と証券会社との取引は、当行の証券仲介行為に該当するという理解で良いでしょうか。

（答）

ご質問の顧客と証券会社との取引は、登録金融機関の証券仲介行為には該当しません。登録金融機関が顧客と証券会社との取引を成立させるために尽力（勧誘、受注等）する行為（媒介）が証券仲介行為となります。

登録金融機関が勧誘、受注等を一切行わずに証券会社に顧客を紹介する行為は単なる顧客紹介業務となります。

問8 登録金融機関の本部組織において、登録証券業務（証券仲介業務を含む。）の企画及び営業店の業務全般（登録証券業務及び融資業務を含む。）について営業指導を行う部署に所属する役職員は、顧客への株式等の勧誘や受注等の外務行為は一切行いません。この場合、当該部署の役職員は、顧客に対し外務行為を一切行わないことから外務員登録の必要はないものと考えて良いでしょうか。

（答）

外務員登録が必要な役職員については、所属する部署等により判断するのではなく、行う業務の内容に即して考える必要があります。ご質問のケースでは、役職員が顧客に対し株式等の勧誘や受注等の外務行為を一切行わないことから、外務員登録の必要はありません。ただし、当該役職員が営業員向けの販促資料（営業員用の販売マニュアル）を作成する者である場合、

パンフレット等の勧誘資料を作成する者である場合には外務員登録が必要です。

(参考)平成16年9月1日付本協会会員通知「外務員登録の対象となる外務員の範囲について」参照

問9 顧客から、株式累積投資の申込みに際して、あらかじめ、引落しのための預金口座の残高が不足している場合には、当座貸越しにより株式の買付代金を充当してもらいたい旨の依頼があれば、当座貸越しが発生しても構いませんか。

(答)

預金口座の残高が不足した場合に当座貸越しが発生することを前提として株式累積投資契約を締結することは、金銭の貸付を条件として取引を受託することとなり、証取法第44条第3号違反となります。顧客から、あらかじめ依頼書を提出させて取引を受託することは、より明確に貸付を約していることとなり、認められません。

問10 株式累積投資について、顧客が直接委託証券会社との間で累積投資契約を締結し登録金融機関が一切関与していなくても、顧客が当該登録金融機関の預金口座からの引落としを指定していれば、当該累積投資契約に基づく取引は当該登録金融機関の証券仲介業務に該当しますか。

(答)

登録金融機関が勧誘行為等を一切行わず、顧客が直接委託証券会社との間で株式累積投資契約を締結した場合には、当該株式累積投資契約に基づく取引について登録金融機関が証券仲介行為を行っていないことから、証券仲介業務には該当しません。なお、ご質問のケースでは、当座貸越が発生したとしても、証取法第44条第3号違反とはなりません。

2. 金融機関の証券業務に関する内閣府令関係

(1) 第21条(禁止行為)関係

問11 委託証券会社への証券取引口座の開設の勧誘のみを行う登録金融機関の役員及び使用人は、第21条第4号の禁止行為「自己の職務上の地位を利用して、顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他職務上知り得た情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等をする行為(当該登録金融機関が法第65条第2項第3号に掲げる有価証券に係る同号八に掲げる行為及び同項第4号に

掲げる有価証券に係る同号口に掲げる行為を行わない場合は、同項第3号及び第4号に掲げる有価証券に係る有価証券の売買その他の取引等をする行為を除く。）」の適用除外となりますか。

(答)

ご質問の委託証券会社への証券取引口座の開設の勧誘のみを行う役員及び使用人であっても、本号の適用対象となります。

(2) 第27条(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)関係

問12 第27条第4号中「証券仲介業務を実施する組織(融資業務を併せて実施する組織に限る。)の業務を統括する役員若しくは使用人」とありますが、具体的にはどのような者をいうのでしょうか。

(答)

例えば、当該組織を統括する役員、幹部社員、又は当該組織が支店である場合の支店長等が該当します。

問13 第27条第4号に定める「統括する役員又は使用人」には、営業店の副支店長や営業課長、本部で営業店の業務全般についての指導を行う部署に所属する役職員は含まれますか。

(答)

営業店や本部で、特定の役職にある者が必ず「統括する役員又は使用人」に該当するとはいえません。

「統括する役員又は使用人」とは、証券仲介業務と融資業務を併せて実施する組織を統括する役職員を指します。「併せて実施する組織」とは、その組織の中に証券仲介業務担当部署と融資業務担当部署の両方を含む組織単位を指します。

例えば、ある営業店で、有価証券の発行者に対する融資業務と当該有価証券(注)にかかる証券仲介業務を行っている場合には、両業務の担当者間では非公開融資等情報の遮断が必要です。両業務を統括する役職にある者は「統括する役員又は使用人」として両業務に係る非公開融資等情報を入手することが可能ですが、非公開融資等情報を利用して自ら営業行為を行ったり、融資業務にかかる非公開融資等情報を証券仲介業務担当者に提供して営業行為をさせることはできません。

なお、営業店に営業指導を行う部署に所属する役職員が、融資業務担当部署と証券仲介業務担当部署の両方に対し指揮命令権を有する場合には、当該役職員は本号の「統括する役員又は使用人」に該当します。

(注) 融資業務担当者が他の営業店等で行われている融資業務にかかる非公開融資等情報を入手し得る場合には、他の営業店等で融資業務を通じて有価証券の発行者にかかる非公開融資等情報を入手している場合の当該発行者が発行する有価証券も含まれます。

問 14 第 27 条第 4 号中「有価証券の発行者である顧客」とありますが、具体的には上場会社等の公開会社と考えても良いのでしょうか。

(答)

必ずしも上場会社等の公開会社には限定されません。上場しているか否か、また、市場で売買が行われているか否かに関わらず、有価証券を発行している顧客を指します。

登録金融機関において、例えば、証券仲介業務で取扱う有価証券を上場会社の株式に限定した場合には、当該登録金融機関にとって「有価証券の発行者である顧客」は上場会社となります。

問 15 第 27 条第 4 号に関して、有価証券の発行者である顧客の情報を当該顧客の取引先から入手した場合、当該情報は非公開融資等情報として管理する必要がありますか。

(答)

取引先から入手した顧客の情報が、金融機関府令第 27 条第 4 号に規定する有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報に該当するのであれば、当該情報を非公開融資等情報として管理する必要があります。

問 16 第 27 条第 4 号中「融資業務に従事する役員若しくは使用人」とありますが、M & A 等のいわゆる投資銀行部門に従事する担当者は含まれるのでしょうか。

(答)

ご質問の投資銀行部門において融資に係る業務を行う場合には、当該融資業務に従事する担当者は「融資業務に従事する役員若しくは使用人」に該当します。

問 17 登録金融機関の営業所では、非公開融資等情報のない外国国債等に限定して証券仲介業務を行うこととし、株式等の取引については、

(1) 委託証券会社のコールセンターやインターネット取引等

(2) 登録金融機関のコールセンターやインターネット取引等

の非対面チャネルに限って取り扱うとした場合、当該営業所においては非公開融資等情報の遮断は必要ないと考えて良いでしょうか。

(答)

(1) について

ご質問のケースでは、登録金融機関の営業所では、非公開融資等情報のない外国国債等に限定した取扱いとし、株式等にかかる勧誘行為等を一切行わないことから、当該営業所において融資業務担当者と証券仲介業務担当者との間の情報遮断の措置は必要ありません。

(2) について

ご質問の登録金融機関の営業所では、非公開融資等情報の情報遮断の措置は必要ありませんが、登録金融機関において、株式等の取扱いを行う非対面チャネルの担当者と、取扱い有価証券の発行者である顧客に対する融資業務担当者との間では情報遮断の措置が必要となります。

なお、有価証券の発行者である顧客の書面による同意があれば、法人関係情報を除く非公開融資等情報について融資業務担当者と証券仲介業務担当者との間での授受が可能です。

問 18 銀行の融資先が発行する株式や事業債については証券仲介業務で取り扱わないとした場合は、非公開融資等情報（法人関係情報を除く。）の遮断は必要ないと考えて良いでしょうか。

(答)

融資先（注）が発行する株式等を証券仲介業務で取り扱わない場合には非公開融資等情報の遮断は不要ですが、銀行の内部管理として、融資先が発行する有価証券が取り扱われることのないよう、証券仲介業務で取り扱う銘柄の管理を行う体制を整備するなど、適切な措置を講じておく必要があります。

（注） 審査の結果、融資が実行されなかった場合でも、審査のために入手した情報に非公開融資等情報を含む場合は融資先を含めて考えます（以下同じ。）

問 19 登録金融機関において、融資業務部門と証券仲介業務部門を組織的に明確に区分しているが、証券仲介業務担当者が融資業務のシステムにアクセス可能である場合に、当該証券仲介業務担当者が当該システム内の情報を勧誘先の選定に利用することは可能ですか。

(答)

融資業務を通じて入手した有価証券の発行者にかかる非公開情報のうち、非公開融資等情報に該当するものについては、証券仲介業務担当者との間で授受が行われないよう情報遮断措置を取ることが必要です。

このため、当該システム内の情報に非公開融資等情報が含まれている場合に、当該情報に証券仲介業務担当者がアクセス可能である状況は、組織が分離されていても非公開融資等情報が遮断されていないものと考えられます。

ただし、融資先が発行する有価証券を証券仲介業務で取り扱わない場合には、当該融資先にかかる非公開融資等情報の遮断措置は不要です。

なお、有価証券の発行者ではない融資先について、融資情報を参照し、例えば行内格付の低い先を証券仲介業務の勧誘先に選定して、明示的又は黙示的に信用供与を条件とした取引の勧誘を行うことや、取引の申込みをさせることは、金融機関府令第 27 条の 2 第 1 号違反となることに留意が必要です。

問 20 登録金融機関が証券仲介業務として、上場株式のみを取り扱う場合に、非公開融資等情報として管理が必要なのは上場企業の非公表の融資情報のみであると考えて良いでしょうか。また、この場合に証券仲介業務担当者が勧誘先を選定するために、株式を上場していない融資先の融資情報を参照することは可能ですか。

(答)

ご質問のケースで、遮断措置が必要な非公開融資等情報は、上場株式にかかる投資判断に影響を及ぼす情報及び当該上場株式の発行者に対する融資業務に重要な影響を及ぼす投資動向等の情報であると考えられます。

ただし、証券仲介業務担当者が、勧誘先選定のために融資情報を参照していた融資先が株式を上場した場合に、当該証券仲介業務担当者が、上場前に当該株式について入手していた非公開融資等情報を利用した不公正な取引を行うことがないよう十分な社内管理が必要です。

問 21 第 27 条第 8 号に関して、証券仲介業務を行う登録金融機関は、債券の理論価格が募集価格より下落している場合に個人である顧客に対して説明を行うこととなると思いますが、「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にわたる留意事項について（事務ガイドライン）」3 - 4 - 6（3）にあるとおり、理論価格の算定式等の記録の整理・保存を行うこととなるのですか。

（答）

「事務ガイドライン」5 - 3 - 5の規定により、登録金融機関が委託証券会社の理論価格を使用する場合には、理論価格の算定式等の記録の整理・保存を行う必要はありませんが、登録金融機関が独自に理論価格の算定を行う場合には、「事務ガイドライン」3 - 4 - 6（3）（注）に基づき、当該登録金融機関が理論価格の算定式等の記録の整理・保存を行う必要があります。

（注）平成17年6月10日現在、金融庁「証券会社向けの総合的な監督指針（案）」がパブリック・コメントに付されておりますが、監督指針の実施に伴い「事務ガイドライン」は廃止されることから、それ以降、当該内容については監督指針で参照・確認願います（以下同じ。）

問 22 第 27 条第 15 号中「登録金融機関が委託証券会社から取得した顧客情報（当該委託証券会社が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限り。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況」とありますが、登録金融機関の証券仲介業務に係る勧誘について規制対象とされるのでしょうか。

（答）

登録金融機関は、証券仲介業務のみならず、国債や投資信託の窓口販売業務、先物取次業務など全ての登録証券業務について、当該顧客情報を利用して有価証券の売買その他の取引等の勧誘を行うことはできません。

問 23 登録金融機関において株式や外国国債等の勧誘は行うが、取引の申込みは受けないという場合で、登録金融機関と委託証券会社との間の証券仲介業務の報酬を、顧客が委託証券会社と行った取引に従量的に定めようとするときには、登録金融機関は、顧客の同意を得ないで、委託証券会社から当該顧客の取引情報を入手することが可能ですか。

(答)

ご質問のケースでは、登録金融機関は、株式等の勧誘のために顧客管理(注)を行う必要があることから、取引情報は勧誘行為にかかる法令遵守のために必要であると認められるため、委託証券会社は、顧客の同意を得ることなく登録金融機関に当該顧客の取引情報(顧客情報)を提供することができ、登録金融機関は、委託証券会社から顧客の取引情報を入手することが可能です。

登録金融機関が顧客管理を行わずに、単に証券仲介業務にかかる報酬額を確認するために委託証券会社から顧客の取引情報を入手する場合には、登録金融機関の法令遵守上必要のある情報の授受とは認められないため、委託証券会社は、あらかじめ顧客から書面による同意を得る必要があります。

登録金融機関が、店頭でパンフレットを配布したり、ホームページ上に個別商品の情報を表示するなど、顧客管理が不要な行為を行うのみで、委託証券会社から当該登録金融機関を通じて証券取引口座を開設した顧客の取引情報の提供を受ける場合には、委託証券会社は、あらかじめ顧客から書面による同意を得る必要があります。

(注)「顧客管理」とは、「事務ガイドライン」3-11-1に定めのある「顧客情報の管理等」をいいます。(以下同じ。)

問 24 委託証券会社が登録金融機関を通じて証券取引口座を開設した顧客の同意を得て、当該顧客の取引情報(顧客情報)を当該登録金融機関に提供する場合に、株式等にかかる勧誘行為等を一切行っていない当該登録金融機関は、当該委託証券会社から入手した株式等にかかる顧客の取引情報を非公開融資等情報として管理する必要がありますか。

(答)

登録金融機関が株式等にかかる勧誘行為等を一切行わない場合については、当該登録金融機関による非公開融資等情報の遮断措置は不要です。

問 25 登録金融機関は、証券仲介行為を行おうとするときは、顧客に対し、その都度、第 27 条第 16 号イからハに掲げる事項を説明する必要があるのでしょうか。

(答)

登録金融機関は、顧客に対し、初めて株式や社債の勧誘などの証券仲介行為を行おうとす

るときは、第 27 条第 16 号イからハに掲げる事項を説明しておく必要があります。

2 回目以降の取引に当たっては、上記の第 16 号イからハの事項に変更があった場合や顧客から照会があった場合に、その都度、当該変更となった事項や照会のあった事項を説明する必要があります。

問 26 委託証券会社において、例えば、顧客が証券仲介業務を通じて買い付けた米ドル建て外国債券の買付代金について、顧客から円貨又は米貨のいずれの通貨でも受け入れることとしている場合、登録金融機関は、登録金融機関自身と委託証券会社双方の為替レート及び為替手数料を顧客に明らかにする必要がありますのでしょうか。

(答)

登録金融機関は、顧客が外貨建て外国証券の投資判断を行うに当たっての必要な事項として、委託証券会社における外貨決済・円貨決済の別や、登録金融機関自身と委託証券会社双方が取扱う外貨の種類及び為替レート等について説明する必要があります。

問 27 登録金融機関と委託証券会社との間で外貨建て証券の証券仲介業務による決済については外貨決済のみの取扱いとする旨を取り決め、顧客の購入資金が円貨である場合には、登録金融機関が、外貨両替のうえ委託証券会社に送金するという取扱いに限定することは可能ですか。

(答)

外貨での決済が必要な商品については、委託証券会社に開設された顧客の証券口座に外貨の残高があれば登録金融機関から送金しなくても決済可能であり、また、顧客は証券口座に送金した円貨を証券会社に依頼して外貨に両替することが可能であることから、顧客が当該商品を購入する場合には必ず登録金融機関での外貨両替及び証券口座への外貨送金を行わなければならないという取扱いに限定することはできないと考えられます。

このため、登録金融機関では、顧客に対して円貨でも外貨でも送金できる旨を説明した上で、顧客が外貨での送金を希望した場合に、外貨両替及び外貨送金の依頼を受けることができると考えられます。

問 28 当行は、顧客が証券仲介業務を通じて米ドル建て商品を購入する場合には、当該顧客の依頼により預金（円建て）を米ドルに転換（外貨両替）のうえ委託証券会社に送金することとしておりますが、当行が行うこの外貨両替業務は、証券仲介業務には該当しないという整理で良いでしょうか。

（答）

登録金融機関が行う外貨両替業務は、証券仲介業務には該当しません。なお、当該米ドル建て商品について、委託証券会社で円貨・外貨のどちらでも決済・送金を受けることができる場合には、その旨を顧客に説明する必要があります。

問 29 当行では、証券会社 2 社から委託を受けて証券仲介業務を行うこととしておりますが、同一銘柄の債券について、当該証券会社 2 社が当行の顧客向けとして取り扱っている場合、1 社にのみ取引口座を開設している顧客に対しても、両社のオファー／ビッドを提供しなければならないのでしょうか。

（答）

登録金融機関は、顧客が委託証券会社に取引口座を開設しているか否かにかかわらず、同一銘柄を扱う全ての委託証券会社のオファー／ビッドを提供する必要があります。

問 30 当行は、A 証券会社及び B 証券会社の 2 社から証券仲介業務の委託を受けていますが、A 証券会社が取り扱っている社債券の売買取引を顧客に勧誘する際に、B 証券会社が当該債券を取り扱っているか分からない場合には、B 証券会社にこれを確認した上で、当該顧客に対し、当該債券の A 証券会社及び B 証券会社 2 社のオファー／ビッドを提供しなければならないのでしょうか。

（答）

登録金融機関は、証券会社から委託を受けている範囲で顧客に提示すれば良いこととなりますので、あらかじめ証券会社との間で委託の範囲を明確にしておく必要があります。

ご質問のケースでは、当該社債券の売買に係る証券仲介業務について、B 証券会社が当該銀行にあらかじめ委託を行っていないかどうか問題となります。B 証券会社から委託を受けていない場合には、銀行は、あらためて B 証券会社に確認を行う必要はありません。

なお、A 証券会社が銀行の証券仲介業務を通じて販売した社債券について、自社で購入した

顧客からの買取りにのみ応じることとしている場合に、銀行は、B証券会社から購入した顧客による買取請求に際して、A証券会社から証券仲介業務の委託を受けていないと考えられることから、当該顧客にA証券会社のオファー/ビッドを提供する必要はありません。

問 31 第 27 条第 16 号口に関して、登録金融機関が、証券会社 1 社から委託を受けて証券仲介業務を行っている場合であっても、「顧客の取引の相手方となる委託証券会社の商号」を明らかにする必要がありますか。

(答)

登録金融機関は、あらかじめ、顧客に当該委託証券会社の商号を明らかにしておく必要があります。

問 32 当行では、A証券会社及びB証券会社から証券仲介業務の委託を受けて同業務を行う場合に、当行において、顧客管理・売買管理の徹底を図るため、A証券会社に対する証券仲介業務を行う顧客については、B証券会社に対する証券仲介業務を行わない、例えば、顧客がA証券会社に証券取引口座を開設すると、B証券会社には証券取引口座を開設できないとする取扱いを考えておりますが、問題はないでしょうか。

(答)

登録金融機関は、A証券会社及びB証券会社それぞれとの契約等に基づき、委託を受けた証券仲介業務を遂行しなければなりません。したがって、登録金融機関が任意にご質問のような取扱いを行うことは認められないと考えられます。

ただし、あらかじめ登録金融機関と各委託証券会社との間の業務委託契約等において、当該登録金融機関を通じて口座開設や取引を行う顧客にかかる取引開始基準等を委託証券会社ごとに明らかにすること等により委託証券会社からの受託内容を限定し、A証券会社に証券取引口座を開設した顧客はB証券会社には証券取引口座を開設することができない取扱いとすることは可能であると考えられます。

なお、上記によって、顧客が一の証券会社にのみ口座開設できるとする取扱いをする場合には、顧客が証券取引口座を開設するに際し、その旨の説明を行い、A証券会社及びB証券会社の取扱商品及び手数料等について説明する必要があります。

(3) 第 27 条の 2 (証券業務以外の業務を営む場合の禁止行為) 関係

問 33 第 27 条の 2 第 1 号中「信用の供与の条件として」とありますが、融資を開始することだけでなく、融資を引き上げないことを条件とすることも含まれるのでしょうか。

(答)

融資を引き上げないことは信用の供与を継続するということであり、当然に、本号の「信用の供与」に含まれます。

問 34 登録金融機関(銀行)が、例えば、顧客の預金口座の残高が、顧客の取引に係る株式や国債、投資信託等の買付代金に満たない場合には当該不足金額に相当する金銭を融資するという条件に、これら株式等の取引を勧誘することは、第 27 条の 2 第 1 号違反となるのでしょうか。

(答)

金銭を貸し付けることを約して取引を受託したこととなり、金融機関府令第 27 条の 2 第 1 号ではなく、証取法第 44 条第 3 号に規定する「金銭を貸し付けることを条件として、有価証券の売買の受託等をする行為」に該当し、法律違反となります。

問 35 当行が、例えば、顧客の預金残高が顧客の株式や社債等の買付代金に不足している場合に、顧客に確認することなく、当行の当該顧客の総合口座から当該不足金額に相当する金銭の貸越しを行い、委託証券会社に送金することは、「事務ガイドライン」5 - 3 - 1 の(5)の に該当するのでしょうか。

(答)

「事務ガイドライン」5 - 3 - 1 の(5)の に規定する「信用の供与を自動的に行うこと」に該当することとなるので、登録金融機関は、ご質問のような、顧客の総合口座から貸越しを行い、委託証券会社に送金する場合には、その都度、当該顧客から貸越しの確認、送金の指示を受けて手続きを行う必要があります。

また、ご質問のケースは、本協会の「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(公正慣習規則第 9 号)第 19 条第 3 項に該当し、協会規則違反となります。なお、顧客の確認について、貸越しを行う都度、確認を行うのではなく、あらかじめ包括的に得ておくことは、当該顧客の預金残高が不足している場合に自動的に貸付けを行うことを約していることになるお

それがあります。

問 36 顧客自身が、当行の証券仲介業務で買付けた株式や社債等の買付代金に充てるため、例えば、当行の A T M から、総合口座で貸越しを受けて委託証券会社に送金する場合であっても、当行は、「事務ガイドライン」5 - 3 - 1 の(5)の に該当するのでしょうか。

(答)

ご質問のような、顧客自身が、登録金融機関の総合口座で貸越しを受けて委託証券会社に送金する場合には、当該登録金融機関は「事務ガイドライン」5 - 3 - 1 の(5)の に該当しません。

問 37 第 27 条の 2 第 4 号中「証券仲介業務に従事する役員若しくは使用人」とありますが、当該役員若しくは使用人には、証券仲介行為又はその勧誘を行う外務員だけではなく、コンプライアンス・チェックを行う事務・管理部門や検査部門の役員若しくは使用人も含まれるのでしょうか。

(答)

ご質問のコンプライアンス・チェックを行う事務・管理部門や検査部門が証券仲介業務を行う部門から独立した組織である場合については、本号の「証券仲介業務に従事する役員若しくは使用人」には該当しません。なお、例えば証券仲介業務及び融資業務から独立した組織である検査部門は証券仲介行為を行っていないことから、証券仲介業務と融資業務の両方の検査担当者を兼務することも可能です。

問 38 第 27 条の 2 第 4 号口中「証券業務に係る法令を遵守するために、融資業務に従事する役員若しくは使用人から情報を受領する必要があると認められる場合」とありますが、具体的に、どのような場合があるのでしょうか。

(答)

例えば、金融機関府令第 27 条の 2 第 2 号に顧客への告知が定められている「自己に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられること」については、法令遵守のためには証券仲介業務担当者が当該情報を入手する必要があることから、当該情報を融資業務部門から受領する必要があると認められます。

問 39 第 27 条の 2 第 4 号に関連して、登録金融機関において、次のような場合には、行員に証券仲介業務と融資業務とを兼務させることは可能でしょうか。

- (1) 行員甲に、上場会社 A 社の有価証券に係る証券仲介業務と A 社の融資業務とを兼務させる場合
- (2) 行員甲に、A 社の有価証券に係る証券仲介業務と A 社以外の有価証券の発行者である顧客の融資業務とを兼務させる場合
- (3) 行員乙に、A 社以外の有価証券に係る証券仲介業務と A 社の融資業務とを兼務させる場合
- (4) 行員丙に、証券仲介業務と有価証券の発行者でない顧客 B の融資業務とを兼務させる場合

(答)

(1) について

上場会社 A 社を担当することとなる行員甲は、証券仲介業務や融資業務を通じて、重要事実、法人関係情報及び非公開融資等情報（以下「非公開融資等情報等」といいます。）を取得する可能性が高く、行員甲に、A 社の有価証券に係る証券仲介業務と A 社の融資業務とを兼務させることはできません。

(2) について

行員甲に、A 社の有価証券に係る証券仲介業務と A 社以外の有価証券の発行者である顧客の融資業務とを兼務させることはできます。この場合、行員甲と A 社の融資業務を担当する行員との間に、A 社の非公開融資等情報等の授受を遮断する措置を取っておく必要があります。

(3) について

行員乙に、A 社以外の有価証券に係る証券仲介業務と A 社の融資業務とを兼務させることはできます。この場合、行員乙と A 社以外の有価証券の発行者である顧客の融資業務を担当する行員との間に、A 社以外の非公開融資等情報等の授受を遮断する措置を取っておく必要があります。

(4) について

行員丙に、証券仲介業務と有価証券の発行者でない顧客 B の融資業務とを兼務させることはできます。

(注)「事務ガイドライン」5 - 2(5)参照

(参考資料) 銀行等の証券仲介業務における非公開融資等情報の遮断・管理について

問 40 第 27 条の 2 第 4 号に関連して、証券仲介業務を担当する役職員が、融資業務を担当する役職員と有価証券の発行者である顧客を共同訪問することは可能でしょうか。

(答)

証券仲介業務を担当する役職員と融資業務を担当する役職員が、有価証券の発行者である顧客を共同訪問することについては、第 27 条の 2 第 4 号に規定する有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報の授受の禁止に該当する可能性があり、登録金融機関においては、顧客から非公開融資等情報の授受に関して、例えば、事前に書面による同意を取っておくなど慎重に対応する必要があります。

問 41 第 27 条の 2 第 4 号に関連して、当行が証券仲介業務で取扱っていない有価証券の発行者である顧客を、証券仲介業務を担当する役職員と融資業務を担当する役職員が共同訪問することは可能でしょうか。

(答)

ご質問のケースでは、融資業務を担当する役職員が有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を取り扱うことがないので、証券仲介業務を担当する役職員が、融資業務を担当する役職員と当該顧客を共同訪問することは可能です。(問 14 参照)

問 42 第 27 条の 2 第 4 号イ中「事前に顧客の書面による同意」とありますが、どのタイミングでの何に関する同意を指すのでしょうか。また、この同意は、第 27 条第 15 号の顧客情報(同号イ及びロに掲げるものを除く。)に関する「顧客の書面による同意」に含まれると考えて良いでしょうか。

(答)

第 27 条の 2 第 4 号イの「事前に顧客の書面による同意」は、証券仲介業務に従事する役員若しくは使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報(法人関係情報を除く。)を融資業務に従事する役員若しくは使用人に提供しようとするときまでに、当該役員若しくは使用人へ当該非公開融資等情報を提供することについて当該顧客の同意を得ることをいいます。

なお、この同意は、第 27 条の 2 第 4 号イの括弧書きの規定により、顧客との間で、第 27 条第 15 号に係る登録金融機関と委託証券会社との間の顧客情報の共有に関する「顧客の書面による同意」がある場合には、改めて同意を得る必要はないものとされております。

問 43 第 27 条の 2 第 4 号に関連して、登録金融機関は、投資信託の窓口販売業務に従事している役職員（融資業務に従事していない役職員）に、証券仲介業務を兼務させることは可能でしょうか。

（答）

登録金融機関が、国債や投資信託の窓口販売業務に従事している役職員（融資業務に従事していない役職員）に、証券仲介業務を兼務させることは可能です。

(4) 第 46 条（業務に関する帳簿の作成等）関係

問 44 (1) 登録金融機関は、顧客が当該登録金融機関を通じて委託先の証券会社に証券総合口座を開設した時に法定帳簿を作成する必要がありますか。
(2) また、登録金融機関（銀行）は、顧客から委託先の証券会社に開設した証券総合口座への入金（振込）依頼を受けた際に法定帳簿を作成する必要がありますか。

（答）

(1)について

証券総合口座の約款上、現金が入金された場合に M R F を買い付けることとなっているため、委託先の証券会社への口座開設時には、登録金融機関は顧客に対し M R F の勧誘のみを行うものと考えられます。この際には、登録金融機関では M R F の買付けの申込みは受け付けていないと考えられることから、法定帳簿の作成は不要です。

(2)について

顧客が開設した委託先の証券会社の証券総合口座への入金（振込）依頼は、銀行が顧客からの依頼に基づいて証券会社に送金の事務を行うものであり、法定帳簿の作成は不要です。同様に、顧客による証券総合口座からの出金（銀行口座への振込）依頼は、銀行が委託先の証券会社に対し出金（銀行口座への振込）依頼を行い、証券会社からの送金依頼に基づいて顧客の銀行口座に送金の事務を行うもので、登録金融機関の行為は M R F 解約の取扱いには当たらないことから、法定帳簿の作成は不要です。

問 45 登録金融機関（銀行）が証券会社から委託を受けてMRFを取り扱う場合に必要な法定帳簿は何ですか。

（答）

登録金融機関（銀行）は、問 44 のとおり、証券総合口座の開設時や顧客の証券総合口座からの入出金に関してはMRFの申込み又は解約の取扱いを行わないことから、これらの場合には法定帳簿の作成は不要です。

問 46 登録金融機関が、証券会社の委託を受けて投資信託を取り扱った場合に作成が必要な法定帳簿は何ですか。

（答）

証券会社から委託を受けて行う投資信託の募集の取扱いは証券仲介業務ではなく、証取法第 65 条第 2 項第 2 号の業務です。このため、証券会社の委託によらない投資信託の取扱いと同様に金融機関府令別表第 9 に基づく法定帳簿について、委託業務の形態により必要に応じて作成する必要があります。ただし、顧客は直接証券会社へ投資信託の取得の申込みを行い、登録金融機関では勧誘やパンフレットの配布のみを行うのみで取引の申込みを受け付けない場合には法定帳簿の作成は不要です。

問 47 登録金融機関は、証券仲介業務に関し作成しなければならない法定帳簿について、委託証券会社に作成してもらうことは可能でしょうか。また、当該法定帳簿の保存について、登録金融機関と委託証券会社との距離が近いなど、閲覧・参照が随時可能な状態であれば、当該委託証券会社に備えおくこととすることは可能でしょうか。

（答）

登録金融機関は、登録金融機関が証券仲介業務に関し作成しなければならない金融機関府令別表第 18 の法定帳簿について、委託証券会社にその作成を委託することは可能ですが、法定帳簿の保存は、登録金融機関において行う必要があります。

問48 登録金融機関は、顧客に株式や社債の取引の勧誘のみを行い、注文については、委託証券会社に直接発注してもらうようなビジネスモデルの場合、当該登録金融機関は「証券仲介補助簿」を作成する必要がありますか。

(答)

ご質問のケースでは、登録金融機関は、株式や社債の取引の勧誘のみを行い、顧客から個別の株式等の取引の注文の申込みを受けないので、「証券仲介補助簿」を作成する必要はありません。

問49 当行では、証券仲介業務に関し、当行と顧客との間では金銭及び有価証券の授受を行わず、全て顧客と委託証券会社との間で直接授受を行うようなビジネスモデルを考えていますが、このような場合に、「証券仲介預り明細簿」及び「証券仲介業務に係る残高報告書」を作成する必要がありますでしょうか。

(答)

登録金融機関は、証券仲介業者と異なり、顧客から金銭・有価証券の預託を受けることができることとなっていることから、登録金融機関が、証券仲介業務に関し、顧客から金銭・有価証券の預託を受けた場合には、当該顧客との債権債務の関係を明確にするため、「証券仲介預り明細簿」及び「証券仲介業務に係る残高報告書」の作成が義務付けられたものです。

したがって、ご質問のような、登録金融機関と顧客との間で一切金銭及び有価証券の授受を行わない場合には、「証券仲介預り明細簿」及び「証券仲介業務に係る残高報告書」の作成義務はありません。

問50 登録金融機関の証券仲介業務を通じて委託証券会社に口座を開設した顧客が、自宅に保管している株券（いわゆる「タンス株」）を委託証券会社に預け入れる場合に、登録金融機関を経由せず、顧客が株券を委託証券会社に直接送ることとしている場合、「証券仲介預り明細簿」及び「証券仲介業務に係る残高報告書」の作成の必要はないと考えてよいでしょうか。

(答)

登録金融機関を経由せず、顧客が株券を委託証券会社に直接送ることとしている場合には、「証券仲介預り明細簿」及び「証券仲介業務に係る残高報告書」の作成の必要はありません。

問51 当行では、証券仲介業務に関し、(1)顧客から株式等の買付代金を預かった場合には、全て顧客の預金口座に入金、委託証券会社に送金する、又は、(2)顧客から株式等の買付代金を委託証券会社の口座への銀行振込の代わり金という形で預かり(注) 委託証券会社に送金するというビジネスモデルを考えておりますが、いずれの場合も、顧客の金銭の入出金については、銀行業務として記録・保存され、当該顧客は、通帳等により確認できますことから、「証券仲介預り明細簿」及び「証券仲介業務に係る残高報告書」の作成等は必要がないという考えで良いでしょうか。

(注) 顧客からは振込用紙及び振込代金を預り、顧客に振込預り証(受取書)を交付する方法

(答)

ご質問の(1)及び(2)のケースでは、登録金融機関において、「証券仲介預り明細簿」及び「証券仲介業務に係る残高報告書」の作成・保存や送付等は必要ありません。

問52 登録金融機関が、その本来業務(保護預り業務)として顧客から株券を預かる場合や、顧客、登録金融機関及び委託証券会社との間であらかじめ定められた方法により当該登録金融機関が株券を当該委託証券会社に送るために預かる場合などは、「証券仲介預り明細簿」及び「証券仲介業務に係る残高報告書」の作成の必要はないと考えて良いでしょうか。

(答)

本来業務(保護預り業務)として預かる場合には、「証券仲介預り明細簿」及び「証券仲介業務に係る残高報告書」の作成の必要はありません。

顧客、登録金融機関及び委託証券会社との間であらかじめ定められた方法により当該登録金融機関が株券を当該委託証券会社に送るために預かる場合には、送付等の事実について、記録を残しておく必要があります。

問53 登録金融機関(銀行)が、顧客から証券仲介業務で株式等の取引の申込みを受け付けた際に、取引代金を顧客から預り、別段預金に入金のうえ受渡日に委託証券会社へ一括送金する場合は、「証券仲介預り明細簿」や「証券仲介業務に係る残高報告書」を作成する必要がありますか。

(答)

証券仲介業務に係る取引代金について、別段預金に入金するなど、銀行業務として管理している場合には、「証券仲介預り明細簿」や「証券仲介業務に係る残高報告書」を作成する必要はありません。

3．証券会社の行為規制等に関する内閣府令関係

(1) 第 10 条（業務の状況につき是正が加えることが必要な場合）関係

問54 証券仲介業務に係る証券口座について、登録金融機関が証券会社の委託により投資信託の売買の媒介や募集の取扱いをした場合、その口座の顧客情報を委託証券会社から受領するに当たっては、顧客の書面による同意は必要ないとの理解で良いでしょうか。

(答)

委託証券会社は、委託した証券仲介業務に係る情報である場合や、登録金融機関の法令遵守上必要な情報であると認められる場合を除き、顧客から書面による同意を得ることなく、取得した顧客情報を委託先の登録金融機関に提供することはできません。

登録金融機関が証券会社から委託を受けて投資信託の取扱い（勧誘・申込みの受付）をすることは証券仲介業務には該当しないことから、委託元の証券会社は、登録金融機関の法令遵守上、必要な情報であると認められる場合を除き、顧客の書面による同意なく取得した顧客情報を登録金融機関に提供することはできません。

ご質問のケースが、登録金融機関において法令遵守のために必要があると認められる場合には、委託元の証券会社は、顧客の同意を得ることなく登録金融機関に顧客情報を提供することができますが、これ以外の場合には、委託元の証券会社は、顧客から書面による同意を得る必要があります。

登録金融機関が自ら顧客と証取法第 65 条第 2 項各号の有価証券にかかる取引等を行っている場合で、証券会社からも有価証券に係る勧誘行為や取引の申し込みの受付を受託している場合には、登録金融機関は、自ら申込みを受けた取引にかかる情報と証券会社に媒介した取引にかかる情報を総合して顧客管理を行う必要があるほか、証券仲介業務として委託証券会社から株式等の取引の申し込みの受付を受託する場合には売買管理を行う必要があります。

(2) 第 12 条（弊害防止措置関係）

問55 商品説明、運用相談に関し、適宜、委託証券会社の外務員が証券仲介業務を行う登録金

融機関の外務員と共同して顧客を往訪しても差し支えありませんか。

(答)

差し支えありません。ただし、委託証券会社の外務員は、所属証券会社が当該登録金融機関とは別の法人であることを顧客に明らかにする必要があります。

4. 「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあつての留意事項について」(事務ガイドライン) 関係

・ 5 - 3 - 8 関係 (3 - 11 関係)

問56 登録金融機関が、顧客に対し委託証券会社の証券取引口座の開設の勧誘を行った結果、顧客が開設した口座で行われる取引について、登録金融機関で売買管理を行う必要がありますか。

(答)

顧客が委託証券会社に開設した証券取引口座での株式等に係る取引の申込みを登録金融機関で受け付ける場合には、当該登録金融機関は売買管理を行う必要があります。

一方、顧客が、直接、委託証券会社のコールセンター等へ発注を行い、登録金融機関では取引の申込みを一切受け付けない場合には、登録金融機関での売買管理は不要です。

顧客が委託証券会社への直接発注又は登録金融機関への取引の申込みを取引ごとに選択できる場合には、顧客と委託証券会社が直接行った個別の取引について登録金融機関が売買管理を行う必要はありませんが、登録金融機関で取引の申込みを受けることも可能であることから売買管理を行うための体制整備は必要となります。

なお、登録金融機関では取引の申込みを受け付けない場合であっても、顧客に対し勧誘行為を行う場合には、対象とする顧客の属性把握などの顧客管理を行う必要があります。

(注)「売買管理」とは、「事務ガイドライン」3 - 11 - 3 に定めのある顧客の不公正取引の防止のための売買管理をいいます(以下同じ。)

問57 登録金融機関では個別商品のパンフレットの配布やポスター掲示等のみを行うだけで、顧客は、当該登録金融機関の証券仲介行為によらず委託証券会社と直接株式等の取引を行う場合に、当該登録金融機関は売買管理を行う必要がありますか。

(答)

ご質問のように、登録金融機関が個別商品のパンフレットの配布やポスター掲示等のみを行うだけで、顧客からの株式等の取引の申込みの受付を一切行わない場合(注)には、売買管理を行う必要はありません。

(注) 委託証券会社から株式等の取引の申込みの受付を受託しない場合や、社内規則等により業務として行わないこととなっている場合をいいます。登録金融機関において、株式等の取引の申込みを受け付けることが可能であるにも関わらず売買管理体制を整備していない状況は内部管理体制に問題があるものと考えられます。

問58 顧客が委託証券会社に開設した証券取引口座で行う取引について、登録金融機関が売買管理を行う義務がある場合には、顧客が証券口座で行った取引情報を入手しなければ売買管理を行えず、登録金融機関において法令遵守を図ることができないため、顧客の同意がなくても顧客の取引情報(顧客情報)を委託証券会社から入手することができるという理解で良いでしょうか。

(答)

委託証券会社は、登録金融機関の法令遵守のために必要と認められる顧客情報については、顧客の同意を得ることなく当該登録金融機関に提供ができるとされていることから、ご質問のケースのように、登録金融機関の売買管理に必要な場合には、委託証券会社は、顧客の取引情報を提供でき、登録金融機関は、当該顧客の取引情報の提供を受けられると考えられます。

問59 登録金融機関において顧客からの取引の申込みを一切受け付けないため売買管理の義務がない場合でも、当該登録金融機関が顧客に対し勧誘行為を行うためには顧客管理が必要であると考えます。この場合には、顧客の書面による同意がなくても顧客の取引情報(顧客情報)を委託証券会社から入手することができるという理解で良いでしょうか。

(答)

登録金融機関は、顧客に対し勧誘行為を行う際には、「事務ガイドライン」3-11-1(1)に規定されているとおり、顧客カードを整備するなどにより、顧客の属性等を把握し、適正な投資勧誘に努めなければなりません。ご質問のケースでは、委託証券会社から顧客の取引情報

の提供を受けなければ登録金融機関の法令遵守を図ることができないと認められるため、委託証券会社は、顧客の書面による同意を得ることなく当該顧客の取引情報を提供することができ、登録金融機関は、当該顧客の取引情報の提供を受けると考えられます。

問60 登録金融機関が複数の証券会社から証券仲介業務の委託を受ける場合、「事務ガイドライン」5 - 3 - 8で準用する3 - 11の規定のうち、3 - 11 - 1 (3) の定期的な名寄せによる本人確認は、登録金融機関が委託証券会社ごとに行っていれば足りるという理解で良いでしょうか。

(答)

委託証券会社に開設される顧客口座にかかる本人確認義務は、当該委託証券会社にあることから、登録金融機関が委託証券会社に開設された顧客口座について名寄せ、本人確認を行う必要はありません。

問61 登録金融機関が複数の証券会社から証券仲介業務の委託を受ける場合、登録金融機関における売買管理は、委託証券会社ごとに行えば足りるという理解で良いでしょうか。

(答)

登録金融機関は、売買審査基準に従って、委託証券会社の別に関わらず、当該登録金融機関で取引の申込みを受け付けた全ての顧客について売買管理を行う必要があります。

5 . 銀行法施行規則関係

・ 第 13 条の 5 (金銭債権等と預金等との誤認防止措置) 関係

問62 「特定の窓口」の掲示として「証券仲介」という表示は必要ですか。

(答)

「証券仲介」という表示については、銀行法施行規則第 13 条の 5 及び保険業法施行規則第 53 条の 2 等、登録金融機関の本業について定める各業法において、明確に求められているものではありません。登録金融機関は、証券仲介業務により株式や社債等を取り扱う場合には、顧客が、株式や社債等が預金等ではないことを認識できるよう表示を行うとともに、取引の相手方が当該登録金融機関ではなく委託証券会社であることを明らかにする必要があります。

問63 第13条の5第3項に関して、委託証券会社への証券取引口座の開設の勧誘のみを行う登録金融機関は、有価証券を取り扱わないので、預金等との誤認が生ずる余地がないため、当該登録金融機関には本項の適用はないと考えて良いですか。

(答)

ご質問の委託証券会社への証券取引口座の開設の勧誘のみを行う場合であっても、登録金融機関は、「特定の窓口」において、預金等との誤認防止に係る事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければなりません。

問64 第13条の5の書面の交付等の方法による誤認防止措置に関して、

- (1) インターネット取引により証券仲介業務を行う場合、書面の交付によらず、「電子的画面での必要な事項の説明」によっても、誤認防止の必要な措置と認められますか。
- (2) また、この場合、当該説明は、証券取引口座開設時(若しくは初回取引時)のみで良いですか。

(答)

(1) について

登録金融機関がインターネット取引により証券仲介業務(登録証券業務)を行う場合には、ホームページにおいて誤認防止に係る必要な事項を表示するなど適切な方法により、株式、社債及び投資信託等の有価証券と預金等との誤認を防止するための説明を行う必要があります。ご質問の措置は、必要な誤認防止措置と認められます。

(2) について

登録金融機関は、インターネット取引により登録証券業務を行う場合には、顧客が証券取引口座を開設するとき又は初めて取引を行うときのみならず、顧客が株式、社債及び投資信託等の取引を行おうとするときに、ホームページの証券業務に係る画面において、預金等との誤認防止に係る必要な事項を表示する必要があります。

6 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律関係

問65 証券会社が、委託先の登録金融機関の証券仲介業務を通じて新規顧客と証券取引を行うに際し、当該登録金融機関が預金取引等のために既に当該顧客の本人確認を行っているような場合には、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令」第3条第1項及び第2項に定める「本人確認済みの顧客等との取

引」に該当し、証券会社においては、改めて、顧客の本人確認を行う必要はないと考えて良いでしょうか。また、証券会社において、あらためて本人確認を行う必要がないとすれば、本人確認記録については、登録金融機関が記録を残しているため保存しなくても良いでしょうか。

(答)

ご質問のケースでは、証券会社は、あらためて顧客の本人確認及び本人確認記録の保存を行う必要はありません。なお、このような取扱いを行った場合において、顧客の証券取引に係る本人確認義務の履行責任は証券会社にあることに留意する必要があります。

問66 証券会社が、委託先の登録金融機関に顧客の本人確認事務を委託している場合は、登録金融機関で顧客から住民票の写しの提出を受け、証券会社においては、取引口座開設のご案内等の「取引に係る文書」を顧客の住所に宛てて配達記録郵便等（転送不要扱い）で送付して、返戻されないことにより顧客の本人確認が完了すると考えて良いでしょうか。

(答)

ご質問のケースでは、証券会社において、「取引に係る文書」を顧客の住所に宛てて配達記録郵便等（転送不要扱い）で送付して、返戻されないことにより顧客の本人確認が完了いたします。

・協会規則関係

1. 投資勧誘及び顧客管理関係

(1) 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(公正慣習規則第9号)関係

問1 特別会員が行う証券仲介業務に関し、顧客カードの作成・整備について説明して下さい。

(答)

特別会員は、顧客に証券取引を勧誘するに当たって、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当な勧誘を行わないという、いわゆる適合性原則が課せられており、特別会員が行う証券仲介業務についても、同様に、この適合性原則が適用されます。

特別会員は、顧客に株式や社債等の勧誘を行う場合には、この適合性原則に基づいた勧誘が行われるよう顧客カードを作成し、整備しなければなりません。

問2 当行(=特別会員。以下同じ。)では、顧客に対して委託会員への証券取引口座の開設の勧誘のみを行い、当該委託会員において、同取引口座の開設手続きが行われ、株式等の勧誘・受託を行うというビジネスモデルを考えております。この場合、当行は、顧客カードを作成し、整備する必要はないとの理解で良いでしょうか。

(答)

ご質問のビジネスモデルでは、特別会員は、顧客カードを作成し、整備する必要はありませんが、会員において、顧客カードを作成し、整備することとなります。

問3 当行では、第4条第1項に定める顧客カードについて、委託会員において同カードの記載事項及びその後の変更事項を電子データにより一括管理を行い、株式等の投資勧誘・取引に当たっては、当行の外務員がパソコン等により当該電子データを随時参照するという体制を考えております。このように委託会員との間で顧客カードを共有し、当行がその内容を随時参照できる体制を取っていれば、当行では、顧客カードの作成、備付けができていたとの理解で差し支えないでしょうか。

(答)

特別会員が証券仲介業務の委託を受けている会員に顧客カードの作成、一括管理を委託することは差し支えありません。この場合、委託会員が作成、一括管理する顧客カード(電子データ)については、特別会員において、自社で作成、備付けを行う顧客カードと同様に、管理・保存及び印刷等が可能な仕組みとしておく必要があります。なお、委託会員が特別会

員の証券仲介業務に係る顧客カードの作成・変更、備付けを怠っていた場合には、特別会員は第4条第1項に該当し、協会規則違反となります。

特別会員及び委託会員は、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、共有する顧客カード・個人情報データベースについて、個人情報の適正な取扱いが求められます。

問4 特別会員が複数の会員から証券仲介業務の委託を受ける場合、ある委託会員が、当該特別会員の定める顧客カードの記載事項や、内部者取引の未然防止に関する社内規則等よりも厳しい基準を望む場合は、当該委託会員の口座にかかる取引のみ、当該委託会員の基準に基づいて証券仲介行為を行っても良いという理解で良いでしょうか。

(答)

特別会員が委託会員との契約に基づいて、自らの社内規則よりも厳しい基準を設け、当該委託会員の顧客に係る証券仲介業務を行うことに問題はありません。なお、コンプライアンスの観点からは、他の委託会員の顧客についても、同様の基準により顧客管理等の社内管理の徹底を図ることが望ましいと考えます。

また、特別会員の社内規則が委託会員の基準よりも厳しい場合に委託会員の基準で証券仲介業務を行うことは社内規則違反になることから認められません。

問5 特別会員が行う証券仲介業務に関し、信用取引の取引開始基準について説明して下さい。

(答)

本協会では、この規則において、適合性原則の徹底を図るため、協会員は、信用取引の受託についての取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客から信用取引を受託するものとしております。

したがって、特別会員においても、信用取引を証券仲介業務において取り扱う場合には、特別会員各社において、同取引の取引開始基準を定めるとともに、当該基準に適合した顧客から信用取引の注文を受託し、委託会員に同取引の注文を取次ぐ(媒介する)こととなります。

問6 第6条の5第3項中「特定の窓口」とありますが、銀行法施行規則第13条の5第3項に規定されている「特定の窓口」と同じという理解で良いでしょうか。

(答)

本項で定める「特定の窓口」は、銀行法施行規則第13条の5第3項及び保険業法施行規則第53条の2等、登録金融機関の本業について定める各業法において規定されている「特定の窓口」をいい、特別会員は、各業法及び本規定に基づき、営業所又は事務所において、株式や投資信託等の有価証券を取り扱う場合には、特定の窓口において、預金等でないことや預金保険の対象ではないことを顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければなりません。

問7 特別会員が、証券仲介行為で取り扱う有価証券を外国国債等に限定する場合に、営業所における非公開融資等情報の遮断について特段の措置の必要がないだけでなく、内部者取引の未然防止にかかる社内規則を変更する必要はないという理解で良いでしょうか。

(答)

特別会員が、融資業務を通じて非公開融資等情報を知りえない有価証券のみを取り扱う場合には、非公開融資等情報の遮断について特段の措置は必要ありません。

証券仲介業務を行う特別会員は、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(公正慣習規則第9号)第21条の規定に基づき、内部者取引を未然に防止するため、社内規則の制定等、必要な社内管理体制の整備に努めなければなりません。

(2) 「広告等及び景品類の提供に関する規則」(公正慣習規則第7号)関係

問8 特別会員が委託会員作成の広告を証券仲介業務に使用する場合で、当該広告に特別会員が証券仲介行為を行わない商品にかかる記載があるときに、その記載事項について、特別会員は当該広告の広告審査を行わなくても良いでしょうか。

(答)

特別会員が、委託会員の商品のうち、委託会員から委託を受けていない株式や外債等について広告の配布、勧誘、取引の媒介などを行うことは、委託外の行為となり、特別会員の登録証券業務を定めた証取法第65条第2項第3号八及び第4号ロに該当しないことから、法令違反行為となります。

特別会員は、証券仲介業務を行うに際して、委託会員が作成・審査した広告を使用する場

合には、「広告等及び景品類の提供に関する規則」(公正慣習規則第7号)第5条の規定に基づき、広告の社内審査を省略することができますが、株式や事業債に係る広告の使用に当たっては、当該広告に特別会員が法人関係情報を保有している融資先等が発行する有価証券に係る広告が含まれている可能性があることに留意して対応する必要があります。

(3) 「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)関係

問9 当行では、株式や社債等のアナリスト・レポートについては、委託会員において作成・審査が行われたものを使用することとしておりますが、この場合、

- (1) 本理事会決議4の(5)の規定により、当行の社内審査は省略できる
- (2) 当該アナリスト・レポートについては、本理事会決議の適用はないと考えて良いでしょうか。

(答)

(1) について

ご質問の委託会員が作成・審査したアナリスト・レポートについては、本理事会決議4の(5)の規定により、貴行が審査を行ったものとみなし、貴行の社内審査は省略することができます。

(2) について

本理事会決議は適用されます。

(4) 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」(公正慣習規則第6号)関係

問10 特別会員は、証券仲介業務に関し、顧客から株券、社債等の有価証券の寄託を受ける場合には、当該顧客と保護預り契約を締結しなければならないでしょうか。

(答)

特別会員は、証券仲介業務に関し、顧客から株券、社債等の有価証券の寄託を受ける場合には、顧客との債権債務の関係を明確にするため、本規則に基づき、保護預り契約を締結する必要があります。なお、特別会員がその本来業務(保護預り業務)として顧客から株券を預かる場合や、顧客、特別会員及び委託会員との間であらかじめ定められた方法により特別会員が株券を委託会員に送るために預かる場合などは、本規則に基づく保護預り契約を締結する必要はありません。

問 11 第 11 条第 2 項に関して、顧客の照会内容により、照会先を分けること（例えば、有価証券残高については会員、金銭残高については特別会員）は可能ですか。

（答）

照合通知書は、委託会員が顧客から預託を受けた金銭及び有価証券の残高が記載され、顧客に残高の報告、確認を行うものであり、委託会員は、顧客から照会があったときは、当該委託会員の検査、監査又は管理を担当する部門が回答を行わなければなりません。したがって、ご照会のように、有価証券残高については会員、金銭残高については特別会員と照会先を分けることはできません。

2. エクイティ市場関係

(1) 「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」(理事会決議) 関係

問 12 当社（＝会員）では、特別会員に株式や新株予約権証券等の募集・売出しの取扱いを委託しますが、顧客への配分先の決定は当該特別会員ではなく当社が行うというビジネスモデルを考えております。この場合においても、当該特別会員は、本理事会決議に基づき、配分に関する基本方針や社内規則を策定する必要はあるのでしょうか。

（答）

特別会員が配分先の決定を行わないのであれば、当該特別会員は基本方針や社内規則を策定する必要はありません。ただし、この場合、当該特別会員は、会員が策定した基本方針等を遵守しなければならず、当該特別会員が当該基本方針等に従って配分を行っているかどうかにつき、会員が必要に応じて当該特別会員に対し確認を行うことが適切であると考えます。

問 13 当社（＝会員）では、特別会員に株式や新株予約権証券等の募集・売出しの取扱いを委託し、当該特別会員が顧客への配分の決定を行うというビジネスモデルを考えております。特別会員では、当然に、本理事会決議に基づき、顧客への公平な配分が行われるわけですが、万一、当該特別会員において、本理事会決議に違反した配分が行われていた場合には、当社がその責任を問われることはあるのでしょうか。

（答）

本理事会決議に違反して顧客への配分を行った特別会員がその責任を問われることとなります。

問 14 当行は、本理事会決議 2 の(1)に基づき、「基本方針」を定めますが、この基本方針は、委託会員の「基本方針」と内容を統一させておく必要があるのでしょうか。仮に、当行、委託会員がそれぞれ独自に定めて良いということであれば、当行は、当行の基本方針に基づき、顧客への配分ができるという理解で良いでしょうか。

(答)

必ずしも特別会員と委託会員との間で基本方針の内容を統一させておく必要はありませんが、それぞれが基本方針に従って、株券等を不特定多数の投資者に広く消化することに努めつつ、公平を旨とする配分を行わなければなりません。

なお、顧客への配分にはさまざまなビジネスモデルが考えられますので、配分方針の制定に当たっては、特別会員と委託会員との間で十分に協議した上で決定してください。

(2)「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第 5 号)関係

問 15 当行では、例えば株式持合い解消等のため、従来より投資家の立場で上場株券を取引所有価証券市場外で売買しております。当然、この売買は証券仲介業務には該当しないと理解しますが、このような売買にも本規則は適用されるのでしょうか。

(答)

本規則は、特別会員にあっては、証券仲介業務として取引所有価証券市場外において上場株券等の売買の媒介等を行う場合に適用されます。したがって、特別会員が証券仲介業務としてではなく、投資家の立場で上場株券を取引所有価証券市場外で売買を行う場合には、本規則の適用はありません。

3 . 外務員資格・登録及び営業責任者、内部管理責任者の資格・配置等関係

(1)「外務員の資格、登録等に関する規則」(公正慣習規則第 15 号)関係

問 16 当行では、行員 A について、新たに証券仲介業務に従事させるため外務員登録を受け、本規則第 18 条の 2 第 2 項の規定に基づき、従事させた日後 180 日以内に外務員資格更新研修を受講させましたが、次からの外務員資格更新研修の受講について説明して下さい。

(答)

本規則第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、行員 A が、今回の外務員登録を受けた日から 5 年目ごとに 5 年目ごとの日の属する月の初日から 1 年以内に、本協会の外務員資格更新研修を

受講させなければなりません。

(注) 1. 本規則第 18 条の 2 (特別会員の外務員資格更新研修) 及び第 20 条 (社内研修) の改正規定の施行日は、平成 17 年 6 月 1 日となっています。

2. 本規則第 18 条の 2 第 1 項ただし書及び同条第 2 項ただし書 (外務員資格更新研修の受講に関する特例) 参照。

問 17 当行では、既に外務員登録を受けている外務員 B について、新たに証券仲介業務に従事させようと考えていますが、外務員資格更新研修の受講について説明して下さい。

(答)

本規則第 18 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、外務員 B について、次の 及び に定める期間内に、本協会の外務員資格更新研修を受講させなければなりません。

証券仲介業務に従事させた日後 180 日以内

外務員登録を受けた日から 5 年目ごとに 5 年目ごとの日の属する月の初日から 1 年以内 (証券仲介業務に従事させた日ではありません)

(注) 1. 本規則第 18 条の 2 (特別会員の外務員資格更新研修) 及び第 20 条 (社内研修) の改正規定の施行日は、平成 17 年 6 月 1 日となっています。

2. 本規則第 18 条の 2 第 1 項ただし書及び同条第 2 項ただし書 (外務員資格更新研修の受講に関する特例) 参照。

(2) 「協会員の内部管理責任者等に関する規則」(公正慣習規則第 13 号) 関係

問 18 当行の A 営業所は、委託会員への証券取引口座の開設申込書、取扱商品等を記載したリーフレット等の備付け及びポスターの掲示のみを行い、外務員は配置せず、株式や社債等の取扱商品の投資勧誘や証券取引口座の開設の勧誘などの勧誘行為、株式等の注文の受注・取次ぎ業務は一切行いません。この場合、A 営業所には営業責任者及び内部管理責任者の配置は不要であると考えて良いでしょうか。

(答)

ご質問の A 営業所のように株式や社債等の取扱商品の投資勧誘や証券取引口座の開設の勧誘などの勧誘行為、株式等の注文の受注・取次ぎ業務が一切行われない営業所については、営業責任者及び内部管理責任者を配置する必要はありません。

問 19 当行では、証券仲介業務について、各支店で行うのではなく、本店に証券仲介業務専門部署を設置し、当該専門部署の外務員が各支店の顧客を直接訪問して株式や社債等の投資勧誘を行ない、外務員の営業活動のチェックや顧客管理等の内部管理も当該専門部署で行うというビジネスモデルを考えております。この場合、各支店には営業責任者及び内部管理責任者の配置は不要であると考えて良いでしょうか。

(答)

ご質問のビジネスモデルでは、各支店に営業責任者及び内部管理責任者を配置する必要はありません。

問 20 当行では、本部のネット取引担当部署において、銀行のネット取引の利用者に対し、電子メール(メールマガジン形式等を含む。)やダイレクトメール(郵便等)により、委託会員への証券取引口座の開設や株式や社債等の取扱商品の勧誘を行うというビジネスモデルを考えております。この場合、

(1) 営業責任者及び内部管理責任者は、本部のネット取引担当部署又は当該担当部署内の登録証券業務担当部署に、会員内部管理責任者資格試験の合格者等の有資格者を配置するという理解で良いでしょうか。

(2) また、本部のネット取引担当部署に所属する行員のうち電子メール又はダイレクトメール等の株式や社債等の取扱商品の勧誘文書を作成する担当者は、証券仲介業務に係る外務行為を行う者として、その内容に応じ、二種外務員資格、信用取引外務員資格又は一種外務員資格の資格と、外務員登録が必要であるとの理解で良いでしょうか。

(答)

(1) について

ご質問の内容のとおり、営業責任者及び内部管理責任者を配置する必要があります。

(2) について

ご質問の内容のとおり、担当者は、証券仲介業務に係る外務行為を行う者として、その内容に応じ、外務員資格及び外務員登録が必要となります。

問 21 当行のコールセンターでは、オペレーター自らが、投資信託の窓口販売業務、証券仲介業務等の登録証券業務に係る勧誘行為や投資信託等の注文の受注・取次ぎ業務を行う

ことは一切ありませんが、例えば、顧客との銀行取引の会話の中で、顧客側から「証券取引に関心があるので相談したい。」「自分は既に貴行と証券仲介業の取引を行っているが、相談したい。」といった発言があった場合には、オペレーターは、顧客に確認、同意を得たうえで、当行の登録証券業務担当部署又は委託会員（証券会社）のコールセンターに電話をつなぐというビジネスモデルを考えております。この場合、オペレーターは、登録証券業務やその勧誘行為を行うものではないことから、外務員資格や外務員登録は必要ないとの理解で良いでしょうか。また、こういった業務を行うコールセンターには、営業責任者及び内部管理責任者を配置する必要はないとの理解で良いでしょうか。

（答）

ご質問のケースでは、オペレーターが登録証券業務やその勧誘行為を行うものではないことから、外務員資格や外務員登録の必要はなく、また、コールセンターに営業責任者及び内部管理責任者を配置する必要はありません。

問 22 出張所は、営業所として「営業単位」に当たりますか。

（答）

出張所は、営業単位を定めた細則第 4 条第 1 号中の営業所に含まれます。出張所において、登録証券業務に関する取引の勧誘や投資信託等の注文の受注・取次ぎといった営業活動が行われるのであれば、当該出張所は、営業単位に該当し、本規則の適用を受けます。

(3) 「証券従業員に関する規則」(公正慣習規則第 8 号) 関係

問 23 当行では、人事異動により、新たに社員 A を証券仲介業務に従事させることといたしました。従事日現在において、社員 A は、信用取引の建玉の精算ができず、同日以降に反対売買等を行うこととしておりますが、当該反対売買等は、本禁止規定違反となりますか。

（答）

社員 A の従事日現在の信用取引の建玉について、同日以後にその精算のために行われる反対売買及び現引き・現渡しについては、本禁止規定の適用除外となります。

(注)本規則第 9 条第 3 項第 7 号(特別会員の証券仲介業務に従事する役職員の信用取引等の禁止)の改正規定の施行日は、平成 17 年 1 月 1 日となっています。

問 24 特別会員は、証券仲介業務に関し、自己の役職員に法令や協会規則に違反する行為（以下「証券事故」といいます。）があった場合には、協会に「事故連絡書」及び「事故顛末報告書」を提出することとなっていますが、委託会員も「事故連絡書」等を提出しなければならないのでしょうか。

（答）

委託会員は、「事故連絡書」及び「事故顛末報告書」の提出の必要はありません。

4. 事故確認関係

「証券事故の確認申請、審査等に関する規則」（公正慣習規則第 12 号）関係

問 25 (1) 特別会員は、証券仲介業務に関し、自己の役職員の不法又は不当な行為（以下「事故」といいます。）によって生じた顧客の損失の補填を行うときには、委託会員ではなく、当該特別会員が財務局長等の事故の確認を受けることとなるのでしょうか。

(2) 当行では、財務局長等の事故確認を受けた後に、顧客の同意を得て、当該顧客が委託会員に開設した取引口座に損失額に相当する金銭を払い込む方法により補填を行いたいと考えていますが、問題はないのでしょうか。

（答）

(1) について

特別会員が、財務局長等に対し事故確認申請を行い、事故の確認を受けることとなります。

(2) について

問題はありません。

特別会員の証券仲介業務に係る事故処理は、窓口販売業務に係る事故処理と異なり、委託会員に顧客の取引口座が開設されているため、委託会員の顧客の取引口座（事故処理分別口座を含む。）において反対売買等の是正処理が必要となってきます。したがって、特別会員は、証券仲介業務に関し生じた事故の適正かつ迅速な処理を図るため、委託会員との間で、次に掲げる事項を定めるなど社内の事故処理体制を整備しておく必要があります。

連絡担当責任者、連絡体制

是正処理（売買）の方法

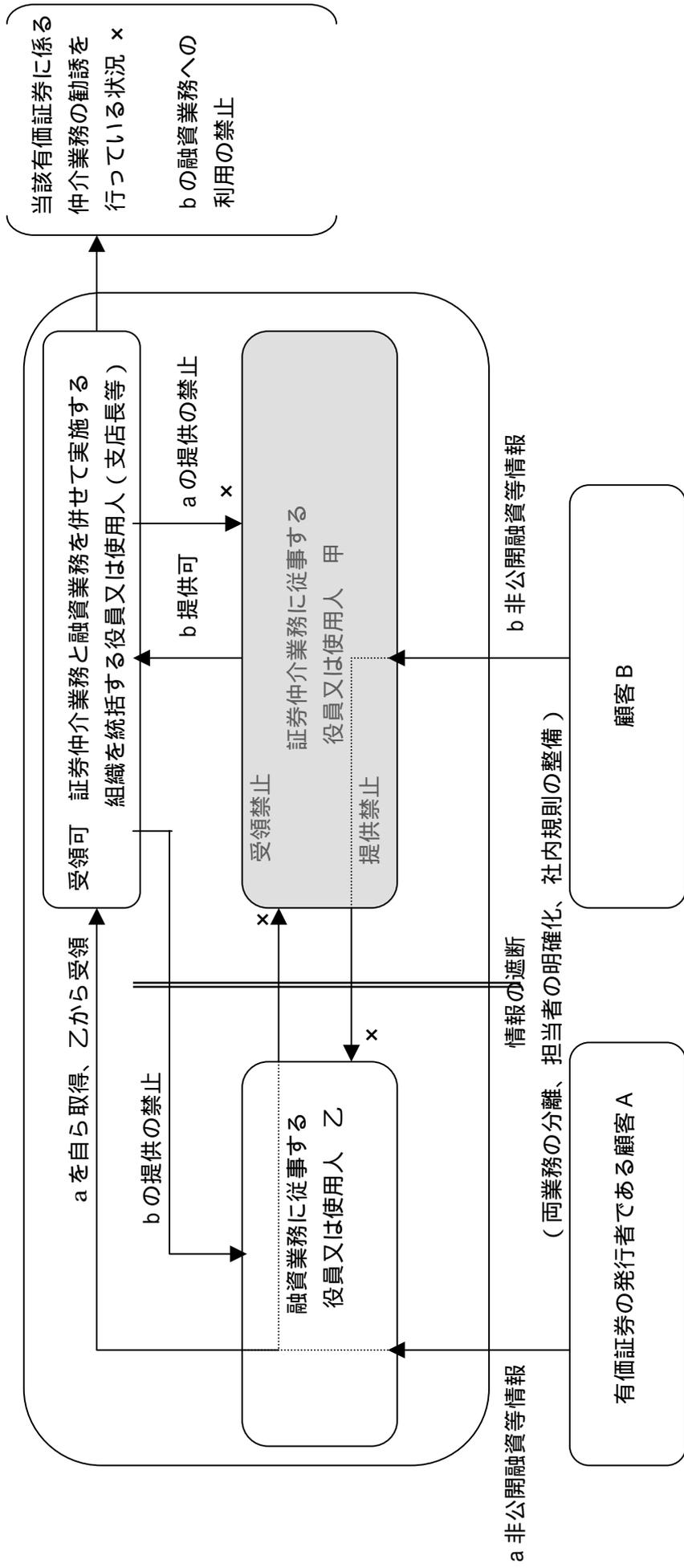
顧客の損失額の確定方法

顧客への補填の方法 等

銀行等の証券仲介業務における非公開融資等情報の遮断・管理について（参考資料）

（平 16 . 11 . 30）

証券仲介業務と融資業務とを併せて実施する組織



a 融資業務により職務上知り得た有価証券の発行者の営む事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報で、顧客の当該有価証券に係る投資判断に影響を及ぼす情報

b 証券仲介業務により職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別な情報で、当該有価証券の発行者に係る融資業務に重要な影響を及ぼすと認められる情報

（資料）金融機関府令第 27 条第 4 号、第 27 条の 2 第 4 号 ... x（禁止）

事務ガイドライン 5-2-(5)、5-3-1(5) ...（禁止）

項目別索引

1. 金融機関の証券仲介業務

- (1) 金融機関の証券仲介業務 …… - 1 (「 . 証券取引法等関係」の「問 1」を示す。) 2
- (2) 業務の内容
 - 証券仲介業務の再委託 …… - 3
 - 国債や地方債、投資信託等の売買の媒介、募集・私募の取扱い …… - 4
 - 証券総合口座の開設の勧誘 …… - 5
 - 口座開設申込書等の備置と申込書の受取り …… - 6
 - 顧客紹介と登録金融機関の証券仲介行為 …… - 7
 - 外貨両替業務と証券仲介業務 …… - 27、28
- (3) 特別会員の上場株券等の取引所市場外取引 …… - 15
(「 . 協会規則関係」の「問 15」を示す。)

2. 法令等遵守

(1) 行為規制

- 証券仲介業務を実施する組織の業務を統括する役員若しくは使用人 …… - 12、13
- 有価証券の発行者である顧客 …… - 14、15
- 融資業務に従事する役員若しくは使用人 …… - 16
- 非公開融資等情報の遮断 …… - 17、18、19
- 非公開融資等情報の管理 …… - 20、24

(2) 禁止行為 (ファイアーウォール)

- 預金口座が残高不足の場合の当座貸越し …… - 9
- 累積投資契約と預金口座からの引落としの指定 …… - 10
- 自己の職務上の地位を利用して有価証券の売買その他の取引等をする行為 …… - 11
- 法令遵守のために非公開融資等情報を受領する必要がある場合 …… - 23、38
- 信用の供与の条件 …… - 33
- 株式等の買付代金の不足金額を融資することを条件とした勧誘 …… - 34
- 自動的な信用の供与 …… - 35
- 総合口座での貸越しと送金 …… - 36
- 証券仲介業務に従事する役員若しくは使用人 …… - 37
- 行員の証券仲介業務と融資業務の兼務 …… - 39
- 顧客の書面による同意 …… - 42

| | |
|-----------------------------------|-----------------|
| 投資信託等の窓口販売業務に従事する役職員の証券仲介業務の兼務 …… | - 43 |
| 顧客情報の登録金融機関への提供と顧客の書面による同意 …… | - 54 |
| 株式や投資信託等を取扱う特定の窓口 …… | - 62、63、64、 - 6 |

3 . 証券仲介行為

(1) 顧客に対する証券取引の勧誘

| | |
|---------------------------------|---------|
| 顧客情報を利用した有価証券の売買その他の取引等の勧誘 …… | - 22 |
| 証券仲介行為を行なう際の顧客に明らかにしておく事項 …… | - 25、31 |
| 外国債券の販売の際の為替レート等の説明 …… | - 26 |
| 同一銘柄の債券のオファー / ビッドの説明 …… | - 29、30 |
| 委託証券会社が複数ある場合の取扱いの限定 …… | - 32 |
| 証券仲介行為を行わない商品にかかる広告 …… | - 8 |
| 委託会員において作成・審査が行われたアナリスト・レポート …… | - 9 |

(2) 顧客の共同訪問 ……

(3) 顧客の本人確認 ……

4 . 内部管理体制

| | |
|------------------------------|------------|
| (1) 債券の理論価格の算定式等の記録の整理・保存 …… | - 21 |
| (2) 登録金融機関における売買管理義務 …… | - 56、57、61 |
| (3) 顧客情報の提供 …… | - 58、59 |
| (4) 定期的な名寄せによる本人確認義務 …… | - 60 |
| (5) 顧客カードの作成・整備 …… | - 1、2、3 |
| (6) 顧客管理の基準 …… | - 4 |
| (7) 信用取引の取引開始基準 …… | - 5 |
| (8) 内部者取引の未然防止 …… | - 7 |
| (9) 保護預り契約の締結 …… | - 10 |
| (10) 照合通知書の内容に関する照会先 …… | - 11 |
| (11) 株式等の顧客への配分ルール …… | - 12、13、14 |
| (12) 法定帳簿の整備 | |
| 証券総合口座開設時等における法定帳簿の作成 …… | - 44 |
| M R F の取扱いと法定帳簿の作成 …… | - 45 |
| 投資信託の取扱いと法定帳簿の作成 …… | - 46 |

| | |
|---|------------------|
| 法定帳簿の作成の委託 …… | - 47 |
| 証券仲介補助簿の作成 …… | - 48 |
| 証券仲介預り明細簿等の作成 …… | - 49、50、51、52、53 |
| (13) 社員の信用取引 …… | - 23 |
| (14) 証券事故、事故確認 | |
| 事故の連絡 …… | - 24 |
| 事故確認申請 …… | - 25 |
| | |
| 5 . 外務員、営業責任者及び内部管理責任者 | |
| (1) 登録証券業務に関する営業指導を行う部署に所属する役職員の外務員登録…… | - 8 |
| (2) 外務員資格更新研修 …… | - 16、17 |
| (3) 内部管理責任者等の配置 …… | - 18、19、20、21 |
| (4) 営業単位 …… | - 22 |